

広島県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち逮捕状を請求することができる司法警察員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月15日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰 代

広島県公安委員会規則第1号

広島県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち逮捕状を請求することができる司法警察員を指定する規則の一部を改正する規則

広島県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち逮捕状を請求することができる司法警察員を指定する規則（昭和29年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>刑事訴訟法第199条第2項の規定に基づく司法警察員を指定する規則</u></p> <p>広島県警察に勤務する警察官のうち、<u>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員</u>を次のとおり指定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>広島県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち逮捕状を請求することができる司法警察員を指定する規則</u></p> <p><u>刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項の規定に基づき、広島県警察に勤務する警察官たる司法警察員のうち、同条第1項に規定する逮捕状を請求することのできる司法警察員</u>を次のとおり指定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この公安委員会規則は、令和6年2月15日から施行する。